

就学援助制度に関する意見書

義務教育無償を定めた憲法第26条に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費などの一部を援助する就学援助制度について、政府は、補助金を削減する法案を国会に提出した。

法案は、134億円の補助金削減とともに、国の補助対象の基準も見直しており、現行法では、生活保護基準以下の所得で生活している要保護者だけでなく、これに準ずる準要保護者も補助の対象としていたが、これを要保護者だけに限定することとした。

政府は、これまで国が補助してきた準要保護者の分は、税源の一部として地方に移譲し、さらに不足する自治体には地方交付税での措置を講じるため、財源は確保されると説明しているが、確実な財源保障がなくなることにより、市町村では、財政的な事情からさらに補助対象者を絞り込むといった動きにつながりかねず、この法案の成立は、就学援助を受ける多くの家庭に重大な影響を及ぼすものである。

よって、国会及び政府においては、就学援助の補助金の削減について見直しを行うとともに、現行通り準要保護者も補助対象とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)3月30日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員